

注意喚起文書

店頭暗号資産証拠金取引に係るご注意

- 店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対して、訪問又は電話による勧誘はできない取引となっています（不招請勧誘の禁止）。
- 本取引は証拠金率の設定状況、急激な価格の変動、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいこと等により、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。なお、店頭暗号資産証拠金取引は、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。
- お取引の内容等、ご相談や苦情等につきましては、当社「お客様相談窓口」（050-3205-0808）又は、以下の窓口にお申し出いただくこともできます。

一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会「苦情相談・お問い合わせ」

※2020年5月1日からは、日本暗号資産取引業協会

電話番号03-3222-1061

東京弁護士会「東京弁護士会紛争解決センター」

電話番号03-3581-0031

第一東京弁護士会「第一東京弁護士会仲裁センター」

電話番号03-3595-8588

第二東京弁護士会「第二東京弁護士会仲裁センター」

電話番号03-3581-2249

- 本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

店頭暗号資産証拠金取引の重要事項説明書

店頭暗号資産証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

また、お客様は、店頭暗号資産証拠金取引を行う上で、本説明書のほか、当社の約款、確認書、取引ルール等に拘束されますので、あらかじめよくお読みいただき、ご理解、ご同意の上で取引を行ってください。

店頭暗号資産証拠金取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生じることがあります。店頭暗号資産証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

店頭暗号資産証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭暗号資産証拠金取引は元本を保証するものではなく、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生じることがあります。また、証拠金率の設定状況、急激な価格の変動、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいこと等により、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。なお、店頭暗号資産証拠金取引は、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。

相場状況の急変により、ビッド価格とアスク価格のスペッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

相場が大きく変動した場合、注文価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。

店頭暗号資産証拠金取引は、当社とお客様の間で行う相対取引です。した

がって、当社又は当社のカバー取引先等の業務又は財産の状況によっては、当社の信用状態が悪化する結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

なお、当社の主要なカバー取引は、以下のうち複数と行います。

- ・株式会社フィスコ仮想通貨取引所(暗号資産交換業者)
- ・Binance (Cryptocurrency exchange)
- ・Bittrex, Inc (Cryptocurrency exchange)
- ・B2C2 JAPAN株式会社 (Cryptocurrency liquidity providers)
- ・B2C2 limited (Cryptocurrency liquidity providers)
- ・Coinbase, Inc (Cryptocurrency exchange)
- ・Coincheck株式会社(暗号資産交換業者)
- ・Cumberland DRW LLC(Cryptocurrency liquidity providers)
- ・FXCH limited (Cryptocurrency liquidity providers)
- ・GMO-Z.com Trade UK limited(Financial intermediation)
- ・LMAX digital(Cryptocurrency exchange)
- ・Mint Exchange, Inc(Cryptocurrency market data service)
- ・Payward, inc(Cryptocurrency exchange)
- ・Tai Mo Shan Limited(Digital currency exchange)
- ・QUOINE株式会社(暗号資産交換業者)

当社では、かかる取引において利益相反が生ずるおそれがありますが、他取引所等の実勢価格（参照レート）を通じて、適正な価格を提示し、お客様との利益相反を防止するよう努めております。

取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。

将来的な法制度や税制又は政策の変更等により、取引の制限又は税の適用関係の変更等がなされ、現状の各種取扱いが変更となるリスクがあります。

ハードフォーク、悪意のあるマイナーの攻撃、サイバー攻撃などの暗号資産特有のリスクが生じた場合には、本取引に影響を与える場合があります。

建玉が翌営業日に繰り越された場合には、建玉金額の0.04%相当額をレバレッジ手数料として徴収します。全ての建玉を同一営業日中に決済した場合には、レバレッジ手数料はかかりません。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社は、お客様が店頭暗号資産証拠金取引のために当社に預託した金銭を、お客様の金銭であることがその名義により明らかな口座に預金する方法により、自己の固有財産である金銭と分別して管理しています。また、お客様が当社に預託した暗号資産と自己の固有財産である暗号資産とを明確に区分し、かつ、お客様の暗号資産については、どのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理しています。

当社では、お客様財産である金銭及び暗号資産について、業務に必要な設備を設け、かかる設備を運用するために十分な人員を確保しております。

当社では、即時送付に必要な分以外の暗号資産は、インターネットから隔離された「コールドウォレット」にて保管しております。さらに、コールドウォレットからホットウォレットに暗号資産を移動する際には複数部署の承認が必要な体制となっているため、複数名によって厳重に監視された状態でのみ、コールドウォレットからの暗号資産の移動が可能となっております。

また、暗号資産送付の際に複数の秘密鍵を必要とする「マルチシグ（マルチシグネチャ）」についても、当社のセキュリティ基準を満たす各暗号資産に導入しており、秘密鍵をセキュリティ構成の異なる複数の場所に保管することでリスク低減を図っております。また、運用方法については、社内規程に基準を設けており、厳格に管理しております。

なお、当社に対するサイバー攻撃等の結果、当社の責に帰すべき事由によりお客様から預託を受けた暗号資産が漏えいした場合には、法令に従いお客様が被った損害を賠償致します。賠償を行う場合には、それぞれ個別具体的な漏えい事案に応じて速やかに実施することとし、損害賠償の発生時点において、漏えいした暗号資産の種類、その調達の困難性、漏えい後の値動き、

その他関連する事情を勘案して、金銭又は暗号資産若しくはその他の方法により決定致します。

店頭暗号資産証拠金取引の手続等について

お客様が当社と店頭暗号資産証拠金取引を行う際の手続等の概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

(1) 本説明書の交付

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭暗号資産証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書にご同意ください。

(2) 店頭暗号資産証拠金取引口座の開設

店頭暗号資産証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ「店頭暗号資産証拠金取引約款」その他当社の取引ルール等にご同意いただいた上で、店頭暗号資産証拠金取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設をお申し込みください。なお、本口座を開設するには、当社所定の口座開設基準を満たすことが必要です。

2. 取引対象の銘柄

当社が取り扱う銘柄は、次のとおりです。

- ・ビットコイン（暗号資産）／日本円
- ・イーサリアム（暗号資産）／日本円
- ・ビットコインキャッシュ（暗号資産）／日本円
- ・ライトコイン（暗号資産）／日本円
- ・リップル（暗号資産）／日本円

3. 取引価格

当社は、銘柄ごとにアスク価格とビッド価格を同時に取引画面に表示しますが、アスク価格とビッド価格に差があります。この価格差を「スプレッド」といいます。

お客様の注文時に取引画面に表示される取引価格は、参考価格として表示されるものであって、約定価格は、当社が注文を受け付けた後、約定のために必要な処理をした時点の取引価格を基準として決定されます。したがって、相場の変動等により、お客様の注文時に取引画面に表示されていた取引価格又はお客様が注文時に指定した価格と異なる価格で約定する場合があります。この価格差を「スリッページ」といいます。スリッページは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

当社が提示する取引価格は、当社のカバー取引先等が提示する取引価格を基に、当社所定の計算方法により決定されます。

4. 相場急変時等における価格配信の停止及び再開について

次のような場合には、当社は、価格配信を停止する場合があります。

- ・当社のカバー取引先等の全てが価格配信を停止したとき。
- ・当社のカバー取引先等が提示する取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
- ・市場における暗号資産取引量の低下等により、適正な取引価格生成ができないと当社が判断したとき。

当社は、価格配信を停止した後、当社のカバー取引先等が市場実勢を反映した取引価格を提示していると判断した場合には、価格配信を再開します。

当社は、価格配信を停止している間は、成行注文の受付を停止しますが、指値注文及び逆指値注文については、直近の取引価格を基準として注文を受け付けます。

当社は、価格配信を停止している間は、価格配信を停止する前又は停止している間に受け付けた注文を執行しません。したがって、当該注文は、当社が価格配信を再開した時点の取引価格を基準として約定する結果、証拠金の額を大幅に上回る損失が生じることがあります。

店頭暗号資産証拠金取引を取り扱う事業者によっては、カバー取引先等が異なる場合があるため、当社の価格配信の停止及び再開の時期や条件が、他の事業者と異なる場合があります。また、相場急変時等においては、各

カバー取引先等のスプレッド等が大きく異なる場合があるため、同時期に約定した取引であっても、事業者によって約定価格が大きく異なる場合があります。

5. 取引単位

取引単位（最小注文数量）は、下表の通りです。

銘柄	取引単位・最小注文数量
ビットコイン／日本円	0.01 BTC
イーサリアム／日本円	0.1 ETH
ビットコインキャッシュ／日本円	0.1 BCH
ライトコイン／日本円	1 LTC
リップル／日本円	100 XRP

6. 上限数量

最大注文数量は新規・決済ともに、下表の通りです。但し、ロスカット時を除きます。

銘柄	最大注文数量
ビットコイン／日本円	25 BTC
イーサリアム／日本円	300 ETH
ビットコインキャッシュ／日本円	300 BCH
ライトコイン／日本円	500 LTC
リップル／日本円	300,000 XRP

7. 注文の受付

取引画面を操作する方法による注文のみを受け付けます。訪問、電話及び窓口による注文は、受け付けません。

当社は、その保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社のカバー先におけるシステム障害等に起因する場合や暗号資産に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、新規注文の受付を停止する場合があります。

8. 注文の指示事項

店頭暗号資産証拠金取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、上記「6. 注文の受付」に定める方法により、次の事項を正確に指示してください。

- ・ 注文する銘柄
- ・ 売買の別
- ・ 注文数量
- ・ 価格（成行、指値又は逆指値）
- ・ その他当社が指定する事項

9. 注文の執行

（1）成行注文

成行注文は、お客様が価格を指定せず、銘柄と数量のみを指定して発注する注文をいいます。

成行注文の約定価格は、当社が注文を受け付けた後、必要な処理をした時点の取引価格（以下「基準価格」といいます。）を基準として決定されますので、スリッページが発生する場合があります。

成行注文は、お客様が許容することができるスリッページ幅（以下「許容スリッページ」といいます。）を注文時に指定することができます。お客様が許容スリッページを指定した場合において、注文時に取引画面に表示されていた取引価格と基準価格の差が、許容スリッページを超えるときは、注文が失効します。ただし、基準価格が注文時に取引画面に表示されていた取引価格より有利な価格（買い指値注文の場合には、基準価格（アスク価格）より安い価格、売り指値注文の場合には、基準価格（ビッド価格）より高い価格）である場合には、許容スリッページにかかわらず、基準価格で注文が約定します。許容スリッページを指定せずに、成行注文を発注した場合には、お客様が想定していた価格と大き

く異なる価格で約定する場合がありますので、ご注意ください。

(2) 指値注文

指値注文は、お客様が価格を指定して発注する注文です。

指値注文は、注文価格が基準価格より有利な価格である場合には、有効な注文として受け付けられ、不利な価格（買い逆指値注文の場合には、基準価格（アスク価格）より高い価格、売り逆指値注文の場合には、基準価格（ビッド価格）より安い価格）である場合には、基準価格で約定します。

買い指値注文は、アスク価格が注文価格以下となった時点で、当該価格を以って全数量を約定し、売り指値注文は、ビッド価格が注文価格以上となった時点で、当該価格を以って全数量を約定します。

(3) 逆指値注文

逆指値注文は、お客様が注文執行のトリガーとなる価格（以下「トリガー価格」といいます。）を指定して発注する注文です。

逆指値注文は、基準価格より不利な価格である場合にのみ、有効な注文として受け付けられます。

買い逆指値注文は、アスク価格がトリガー価格以上となった時点で、全数量を執行し、売り逆指値注文は、ビッド価格がトリガー価格以下となった時点で、全数量を執行します。逆指値注文の約定価格は、当社が約定のために必要な処理をした時点の取引価格を基準として決定されますので、スリッページが発生する場合があります。

(4) 取引再開時の注文の執行

当社がメンテナンス等のため取引を停止し、再開した場合において、取引再開時の取引価格が指値注文又は逆指値注文の執行条件を満たしている場合には、当該注文は、取引再開時の取引価格で約定します。したがって、このような場合には、指値注文か逆指値注文かを問わず、スリッページが発生する場合があります。

(5) 複数の注文の執行

複数の成行注文は、当社が注文を受け付けた順に執行されます。複数の指値注文及び逆指値注文は、執行条件を満たした順に執行されますが、同時に執行条件を満たした場合には、同時並行で執行されます。

10. 両建て取引

同一の暗号資産銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つことを「両建て取引」といいます。両建て取引については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建て取引は、お客様にとって、スプレッド及びレバレッジ手数料を二重に負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

11. 証拠金

店頭暗号資産証拠金取引の新規注文をするときは、証拠金必要額以上の額を当社に預託していただきます。お客様が当社に預託された金銭の残高から取引所（レバレッジ）サービスにかかる必要証拠金額を減算した額が当サービスにおける当社に預託された証拠金の額（以下「証拠金預託額」といいます。）として取り扱われます。お客様が当社に預託している暗号資産は、証拠金預託額に算入されません。

証拠金必要額は、個別の銘柄ごとに建玉金額に当社所定の割合を乗じて計算される証拠金額を計算した上で、当該証拠金額を全銘柄分、合算する方法で計算されます。なお、個別の銘柄ごとの証拠金額の計算にあたり、両建て取引をしている銘柄については、当該銘柄の売建玉金額及び買建玉金額のうち大きい方の建玉金額に当社所定の割合を乗じた額が両建玉の証拠金必要額となります（建玉数量が少ない建玉の証拠金必要額が0円となります。）。

預託している証拠金は、証拠金預託額が証拠金必要額を下回らない範囲で、引き出すことができます。

12. ロスカットルール

当社は、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、お客様の証拠金維持率が当社所定の数値を下回った場合その他取引ルールに定める条件（以下「ロスカット条件」といいます。）が成就し

た場合には、お客様の全ての注文を取り消すとともに、お客様の計算において全ての建玉を強制的に決済することができます。これを「ロスカット」といいます。証拠金維持率は、次の方法により計算されます。

$$\text{証拠金維持率} = \frac{\text{証拠金預託額} + \text{本取引にかかる建玉の評価損益}}{\text{本取引にかかる証拠金必要額}}$$

当社のシステムは、各お客様の証拠金維持率を巡回しながら監視しており、また、ロスカットの執行には、ある程度の時間を要するため、お客様の証拠金維持率が上記の数値を下回ったとしても、必ずしも直ちにお客様の建玉が決済されるわけではありません。したがって、相場が急激に変動した場合には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。証拠金の額を上回る損失が生じた場合には、その超過額をお支払いただきます。

1 3. 債務の履行の方法

店頭暗号資産証拠金取引に必要な証拠金その他の金銭は、当社が指定する金融機関の口座にお振り込みください。お客様が債務の履行を怠った場合には、お客様が当社に預託している金銭及び暗号資産について、その引出しを停止するとともに、当社所定の方法により、債務の充当のために必要な処分をすることがあります。

1 4. 決済の方法

建玉の決済は、反対売買による差金決済によって行われます。差金決済による金銭の受渡しは、本口座における金銭の残高に反映する方法により、原則として、反対売買を行った後、速やかに行われます。なお、現引き及び現渡しの注文は、受け付けません。

1 5. 取引の成立等の報告

注文をした店頭暗号資産証拠金取引が成立したときは、当社は、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。また、当社は、取引状況をご確認いただくため、当社所定の報告対象期間ごとに、当社の商号及び登録番号ほか、お客様から受領した金銭の額又は暗号資産の

数量、受領年月日、成立した都度の取引の内容、お客様の報告対象期間において報告対象期間の末日における建玉及び証拠金の現在高等を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

これらの報告書は、当社所定の期間が経過するまで、取引画面上においてファイルをお客様の閲覧に供する方法により交付されます。

これらの報告書の内容は、必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

16. 手数料

建玉が翌営業日に繰り越された場合には、建玉金額の0.04%相当額をレバレッジ手数料として徴収します。

全ての建玉を同一営業日中に決済した場合には、レバレッジ手数料はかかりません。

なお、営業日の終了時間は、日本時間の翌日午前6時です。

17. スワップポイント

スワップポイントは、発生しません。

店頭暗号資産証拠金取引の仕組み、取引の手続等について、詳しくは当社にお尋ねください。

(次ページに続く)

当社の概要について

商号等	GMOコイン株式会社
本店所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
電話番号	050-3205-0808
設立年月日	平成28年10月11日

苦情受付について

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間：平日9時～17時（臨時メンテナンス時間を除きます。）

窓 口：お客様相談窓口

受付方法：電話

店頭暗号資産証拠金取引に関する主要な用語

■アスク

お客様が買い付けることができる価格をいいます。オファーともいいます。⇔ビッド

■受渡決済（うけわたしけっさい）

売り付けた暗号資産を引き渡し、又は買い付けた暗号資産を受け取る方法により決済することをいいます。⇔差金決済

■オファー

アスクと同じ意味です。

■逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば、最高値段、買いであれば、最低値段）を示して行う注文をいいます。建玉を保有している場合において、逆指値注文をすることにより、損失の拡大を限定することができます。

■決済注文（けっさいちゅうもん）

建玉を決済し、損益を確定するための注文をいいます。⇔新規注文

■現引き（げんびき）

決済時に当該決済にかかる新規注文に定める代金を支払い、暗号資産を受け取ることをいいます。⇔現渡し

■現渡し（げんわたし）

決済時に当該決済にかかる新規注文に定める暗号資産を引き渡して、代金を受け取ることをいいます。⇔現渡し

■差金決済（さきんけっさい）

暗号資産の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する方法により決済することをいいます。⇔受渡決済

■証拠金（しょうごきん）

店頭暗号資産証拠金取引の契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。

■新規注文（しんきちゅうもん）

新たに建玉を保有するための注文をいいます。⇔決済注文

■スプレッド

アスク価格とビッド価格の差をいいます。

■スリッページ

お客様の注文時に取引画面に表示されていた価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

■スワップポイント

ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、暗号資産銘柄間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をいいます。

■建玉（たてぎょく）

新規注文の約定によって生じる権利義務等をお客様が保有する状態をいいます。新規注文が売りの場合には、売建玉、買いの場合には、買建玉といいます。

■反対売買

建玉を決済するために、買建玉の場合には、売付取引、売建玉の場合には、買付取引をすることをいいます。

■ビッド

お客様が売り付けることができる価格をいいます。⇔アスク

■両建て取引（りょうだてとりひき）

同一暗号資産銘柄の売建玉と買建玉を同時に保有することをいいます。

■レバレッジ

差し入れた証拠金の額よりも大きな金額の取引が可能であることをいいます。例えば、1万円の証拠金により10万円の取引が可能であることをレバレッジ10倍といいます。

■ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、当社が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

■ロールオーバー

同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以上